

## 平成24年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成24年 3月 6日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会（開議） 平成24年 3月 6日（火）9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 前田芳樹 議員 3番 平田文夫 議員

### 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	12番 池田信博
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	14番 福田晃
3番 平田文夫	8番 石田茂春	15番 安部和子
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	16番 松森豊
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	

### 1、欠席議員

11番 遠藤義光

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 池田高世偉
教育長 山本和博	下水道課長 中前千之
総務課長 齋藤福昌	建設課長 井川善寿
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 山崎龍一
企画財政課長 大庭孝久	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 脇田千代志	生涯学習課長 大上博人
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 山川由夫
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 井川芳樹	都万支所長 高梨康二
環境課長 浅生久	総務課長補佐 渡部誠
観光課長 吉田誠	企画財政課長補佐 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸                      事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者      6人

1、町長提出議案の題目

議 第 5号 平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)

議 第 6号 平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第2号)

議 第 7号 平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第3号)

議 第 8号 平成23年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

議 第 9号 平成23年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

議 第10号 平成23年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)

議 第11号 平成23年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

議 第12号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議 第13号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議 第14号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第15号 隠岐の島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例

議 第16号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第17号 隠岐の島町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第18号 隠岐の島町水産公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第19号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第20号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第21号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

議 第22号 隠岐の島町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

議 第23号 隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議 第 24 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町相撲場設置及び管理条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町暴力団排除条例
- 議 第 28 号 隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町卯敷海浜公園施設設置及び管理条例
- 議 第 30 号 隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 議 第 31 号 隠岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例
- 議 第 32 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 33 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議 第 34 号 新たに生じた土地の確認について
- 議 第 35 号 字の区域の変更について
- 議 第 36 号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 議 第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕
- 議 第 38 号 平成 24 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 39 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 40 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 41 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 42 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 43 号 平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 44 号 平成 24 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 45 号 平成 24 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 46 号 平成 24 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 47 号 平成 24 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 48 号 平成 24 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 49 号 平成 24 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 50 号 平成 24 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 51 号 平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 議事の経過

### 議長（池田信博）

ただ今から、平成 24 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時35分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 2 番：前田 芳樹 議員、3 番：平田 文夫 議員を指名いたします。

### 日程第 2、会期の決定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 14 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日から 14 日間と決定いたしました。

### 日程第 3、諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

それでは、去る平成 23 年第 4 回定例会以降の議会に関する行事・会議等、主なものについて、ご報告を申し上げます。

新年を迎えた 1 月 6 日には、恒例の隠岐の島町消防出初式が挙行され、議員各位出席をいたしました。

当日は、天候も悪く寒い日でしたが、精神旺盛な消防団関係者の皆様の姿を拝見し非常に頼もしく心強く感じたところであります。

1 月 28 日には、島根総合発展計画に係る地域広聴会が隠岐合同庁舎において開催され、副議長が出席いたしました。ここでは、島根総合発展計画の「第 2 次実施計画（素案）」の概要

説明と意見交換が行われたと報告がありました。

1月31日には、議会運営委員会が開催され、平成24年第1回定例会の日程等について協議をいたしました。

2月4日には、布施地区で中学生を対象とした「立志式」が行われ出席いたしました。この「立志式」は、布施の伝統として長く継承され、本年は3名の立志者でありました。

2月5日から7日にかけて、隠岐島町村議会議長会の行政視察に参加いたしました。視察先は、岐阜県飛騨市にある東京大学宇宙線研究所神岡素粒子研究施設でありました。

目的は、隠岐の島町に、宇宙の成り立ちの解明に役立つとされる素粒子の一つ、ニュートリノを観測する施設を建設しようという構想があり、視察することになりました。

日本では、茨城県にある加速器によってニュートリノを人工的に作り出し、それを岐阜県にあるスーパーカミオカンデという観測装置にて観測を行い、ニュートリノの研究をしています。この実験施設にある検出器は、神岡鉱山内の地下1,000メートルに位置しております。今後も、隠岐の島町の建設構想を見守っていく必要があると思います。

2月15日には、島根県町村議会議長会正副会長会議に出席いたしました。会議では、定期総会の運営について協議いたしました。

2月17日には、平成24年第1回隠岐の島町議会臨時会が開催されました。次回定例会までに決議を要する議案4件につき審議され議決を得たところであります。

2月21日には、島根県町村議会議長会定期総会に出席いたしました。定期総会では、要望決議案が提案され、まず、議長会では「東日本大震災を踏まえた原子力発電再稼動への慎重な対応及び代替的エネルギー対策の推進に関する要望決議」と「竹島の領土権確立及び周辺海域の漁業秩序の回復に関する要望決議」が提出され、決議されました。

次に、隠岐島の島群要望事項として「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療体制の充実強化について」の2件を提案し、決議されたところです。

この総会では、先に自治功労者表彰があり、本町議会から、石田議員、米澤議員、福田議員が表彰を受けました。

夕刻には、隠岐島町村議会議長会正副議長・事務局長会議が開催され、新年度事業計画案、予算案につき協議いたしました。

2月22日には、「竹島の日」諸行事である「第7回竹島・北方領土返還要求運動県民大会」が県民会館で開催され、期成同盟会の皆さんと本町議会から竹島対策特別委員会の委員も参加いたしました。

当日は、500人の出席があり、溝口知事から竹島領土権確立に伴う6項目の内容の要望書を参加した国会議員関係者に手交いたしました。また、記念式典では、竹島関連資料の提供者に感謝状の贈呈があり、隠岐の島町からは2名の方に感謝状が贈られました。

記念式典の後、鼎談「竹島問題を語る」と題し、下條正男拓殖大学教授が進行役となり、加藤達也産経新聞ソウル支局長、隠岐の島町出身の佐々木茂：松徳学院高等学校教諭らによる竹島問題の現状や課題について、国際情勢を踏まえながら今後の問題解決にむけた方途を探るためのディスカッションが行われました。

翌日は、県民大会に出席された小泉進次郎衆議院議員と新藤義孝衆議院議員が隠岐の島町を視察されました。夕刻には、期成同盟会が主催して新藤先生を囲み「国境問題と竹島」をテーマに意見交換会が行われ、本町議会の竹島対策特別委員会の委員も参加し、活発な意見交換が行われました。

同日、東京都で「全国離島振興市町村議会議長会定期大会」が開催され出席いたしました。定期大会では、政府並びに国会に対し、全国民が離島の有するかけがえのない価値を再認識し、離島の果たす必要な役割を更に発揮させるため、国家戦略として新たな離島振興法改正大綱に関する意見書が提出されました。また、「離島航路等に係る特別財政措置に関する緊急要望」につき、離島航路等に係る特別の地方債措置を盛り込み、離島航路・航空路の維持のため、特別な財政支援制度を創設するよう要望することを決議いたしました。

2月28日には、「日本の風の会秋季大会 in 隠岐の島町実行委員会設立総会」に出席いたしました。この総会は、今年、秋季大会が隠岐の島町で開催されることになり、その実行委員会を設立するものであります。夕刻には、甲子会定例会が開催され出席いたしました。

3月1日には、議会運営委員会が開催され、一般質問通告書の点検や議案付託の審査について、また、陳情書などの取り扱いについて協議いたしました。

3月4日には、新隠岐病院新築工事竣工式が挙行され、副議長とともに出席をいたしました。

次に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

続いて、去る12月定例会において決議されました議員提出議案について、お手元に配付いたしました「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、請願及び陳情などについてであります。本日までに4件の陳情書及び1件の要望書を受理いたしました。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、「地球社会建設決議に関する陳情書」につきましては、議員の皆さんへの配付に留めることといたしましたので、ご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「おはようございます。」

平成 24 年第 1 回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますご壮健の様子、まず以ってお慶び申し上げます。

本日は、平成 24 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本議会は、平成 24 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 23 年度の補正予算、条例の制定及び一部改正、更には工事請負変更契約の締結など 50 件の諸議案を提案させて頂いております。

どうか、十分なるご審議を頂きますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、12 月に開催をいたしました第 4 回隠岐の島町議会定例会以降の、私の行政報告でございますが、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

まず、「ふるさと隠岐の島応援寄附」に関します状況につきまして、ご報告を申し上げます。

「ふるさと隠岐の島応援寄附」につきましては、平成 20 年度が 31 件で 153 万円余りでございます。平成 21 年度が 26 件で 731 万円余り、平成 22 年度が 24 件で 225 万円余り、そして平成 23 年度は 1 月末現在で 27 件、284 万円余りの寄附を頂いており、積み立てております「ふるさと応援基金」は、平成 23 年度末で 1,200 万円余りとなる見込みでございます。

この場をお借りいたしまして、改めてご寄附を頂きました方々に感謝の意を表したいと思います。

新年度予算におきましては、引き続き図書館の図書購入の財源といたしまして 100 万円を充当することといたしており、今後も有効に活用させて頂く所存でございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加等につきまして、ご報告を申し上げます。

去る 2 月 21 日、東京におきまして竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣官房長官を始め、農林水産省、外務省、防衛省の各大臣並びに島根県選出の国会議員の先生方に対しまして、「竹島領土権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

内容は、「竹島領土権の早期確立」、「国による竹島の日の制定」、「竹島を所管する組織の設置」、「竹島問題普及啓発施設の設置」、「暫定水域における漁業秩序の確立」及び「国境離島における国防体制の強化」の以上 6 項目を重点的に要望いたしました。

翌日の 22 日は、松江市の県民会館におきまして「竹島の日」記念式典が開催をされ、本町からは議員の皆様や、久見地区の漁師会の皆様方にご出席をして頂いたところであります。

開催をされました式典の席上、来たる 4 月 11 日に「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」と、与野党の立場を超えた国会議員有志の方々によります、「日本の領土を守るため行動する議員連盟」が共催といたしまして、「竹島問題の解決を求める東京集会」の開催を予定していることが表明をされましたので、この東京集会が政府や国会議員、そして国内はもとより国際世論に対しましても大きなアピールになるものと期待をよせているところでございます。

次に、隠岐諸島沖で発見されました小型船舶につきまして、ご報告いたします。

去る、1 月 6 日の午後 1 時 50 分頃、消防団幹部から「那久地区の那久岬沖の約 1 キロメートルの海上に見慣れない船が流れている。」との情報がありました。総務課の担当職員が直ちに那久港に向いましたが、船上などの状況につきましては全く情報が入らず、後から県を通しまして、「11 時 30 分頃、一般の方から警察署へ連絡があり、海上保安庁において調査確認が行われている。」という情報が入ってきたという状況でございました。

議員の皆様方もご承知のように、その船には北朝鮮の方が 3 名が乗船しており、遺体も 1 体ございました。既に北朝鮮側に引き渡されたということでございます。

また、1 月 18 日には、元屋海岸において地元住民の方から漂着船が発見され、翌日の 19 日には中出張所に連絡があり確認したところ、同様の船体であります。かなり損傷しております。今後町で処分することといたしているところでございます。



この行政報告の後のページに、この2件の経過説明の資料と写真を添付しておりますので、後ほどご覧を頂ければと思います。

更に、2月22日には、白島岬の伊後地区側に、これも同様の船体と思われる小型船が地元の漁師の方により発見されました。これは、岩にロープが絡まり転覆した状態で発見されたものでございます。

2月27日には、海士町でも同じような小型船が海岸に漂着したとの情報が入り、写真で見ると同型の船であると思われるので、併せてご報告を申し上げます。

次に、「隠岐高校魅力アッププロジェクト推進協議会」につきまして、ご報告を申し上げます。

去る、2月6日、役場におきまして隠岐高校の魅力化と活力ある学校づくりを推進してまいりますために、行政、高校及び地元町づくり団体などの6団体で構成されました、「隠岐高校魅力アッププロジェクト推進協議会」が設立をいたしました。

この協議会の会長には私が選任され、事務局は隠岐高校が受け持つこととなったところであります。

早速、協議会では、新年度から隠岐ジオパークの世界発信事業でありますとか、国際交流事業を柱にいたしまして、本校生徒の「世界ユネスコスクール大会」への参加やオーストラリアへの海外英語研修などの活動を実施することといたしておるところでございます。

本町といたしましては、島内における高校の存続問題は、町の人材育成や定住化にも関わることといたしまして、大きな問題でございますので、学校や地域と一体となりまして、このプロジェクトに取り組んでまいり所存でございます。

次に、離島振興法の改正延長の取り組みにつきまして、ご報告を申し上げます。

ご存知のとおり、現行の「離島振興法」は平成25年3月末をもって失効することとなっております。

全国の離島は、我が国の領土や自然環境の保全、海洋資源の利用など重要な役割を担っておりますが、割高な流通・生活コスト、医療従事者などの不足も相まって、定住環境面や社会資本整備において依然として低位にあり、若年層の流出による少子高齢化の急激な進行など、なお多くの課題が残されているところであります。

このような課題の解決に向けまして、「離島振興法」は極めて重要な制度でございます。去る2月23日、東京におきまして離島関係4団体の主催により「離島振興法改正・延長実現総決起大会」が開催され、衆参国会議員、関係団体から約100名、離島関係都道府県議

会、市町村議会、都道府県、市町村から約 300 名が出席をいたしまして、政府、国会に対し、離島への定住促進や国家責務の明確化等を主旨といたします法改正・延長の実現を訴えさせて頂いたところでございます。

今後も引き続き、更なる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方のご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます報告といたします。

次に、歯科医師の交代につきまして、ご報告をいたします。

平成 22 年 4 月から赴任していただいております、五箇歯科診療所及び都万歯科診療所の渡邊先生が、4 月から島根大学医学部大学院の方へ進学されますため 3 月末日をもちまして退職されることとなりました。

渡邊先生には、2 か所の歯科診療所所長を兼務しての診療はもとより、隠岐の島町の歯科保健行政全般にわたり、多大なご尽力を賜ったところでございます。渡邊先生の今後ますますのご活躍をお祈り申し上げる次第であります。

後任の人事につきましては、島根大学医学部歯科口腔外科学講座のご協力により派遣予定者が山崎聡子先生に決定し、去る 2 月 9 日に面談を行い、4 月から勤務して頂くことになったところでございます。

山崎先生には、五箇歯科診療所及び都万歯科診療所所長への就任につきましても、ご承諾を頂いておりますことをご報告申し上げたいと思います。

次に、新隠岐病院の竣工につきまして、ご報告を申し上げます。

平成 22 年 11 月 3 日に起工式を行い、本格的な工事に着手をして以来 1 年 4 か月の工事期間を経て、町民の皆様の悲願でございました新病院がここに完成をいたしました。

去る 2 月 28 日に工事が無事完了し、3 月 4 日には議長からもご報告がございましたが、隠岐広域連合、構成団体の関係者、施工業者及び地元区長様の出席のもと竣工式が挙行されまして、工事の完成をお祝い申し上げますとともに関係者に新病院が披露されたところでございます。

この後は、4 月 14 日の完成記念式典、翌 15 日には町民の皆様方への新病院見学会を経まして、4 月 27 日から月末 30 日にかけて引越しをいたしまして、5 月 1 日より新病院での診療を開始する予定となっております。

今後予定されております、現病院の解体工事、外構工事の施工により、患者様はもとより町民の皆様方には、今しばらくご迷惑とご不便をおかけすることとなりますが、是非ご理解を賜りたいと考えております。

引き続き、隠岐の島町といたしましても隠岐医療圏の中核病院に相応しい医療機能を確保いたし、町民の皆様方や患者の皆様方の立場に立った医療サービスの提供ができますよう、隠岐広域連合を支援してまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、「しまね建築・住宅コンクール」の「奨励賞」の受賞につきましての、ご報告を申し上げます。

島根県主催の「平成 23 年度しまね建築・住宅コンクール」に五箇小学校木造校舎耐震改修を応募いたしましたところ、五箇小学校は木造校舎の耐震改修では県内最初でございまして、また、木造校舎の親しみやすさ、あたたかさ、懐かしさを引き継ぎながら新築同様の機能を持ち、更には、地元木材を積極的に利用したことが大きく評価されまして、見事に「奨励賞」として知事表彰を受けることとなりました。

審査結果は、建築部門応募総数 90 件のうち、最優秀賞 1 件、優秀賞 3 件、奨励賞 5 件でございました。授賞式は 3 月 15 日に松江市において、建築主・設計者・施工者それぞれが知事から表彰を受けることとなっております。

次に、公共下水道工事の事故につきまして、ご報告を申し上げます。

昨年 12 月 6 日に、公共下水道管路布設（ 1 号幹線その 7 ）工事現場におきまして、これは栄町でございましたが、生コンクリート納入業者の金田産業株式会社の作業員の死亡事故が発生をいたしました。

事故の調査につきましては、西郷警察署は事故の当事者であります、金田産業株式会社に対し、業務上過失致死及び車両の整備不良の両面から捜査を行いました結果、それぞれに違法行為の問題はなく、事故原因は様々な偶発的な要因が重なり発生したものと思われ、被災者の過失による死亡事故扱いとなったところでございます。

また、松江労働基準監督署からは、金田産業株式会社に労働災害再発防止対策といたしまして車両での作業にあたっては、サイドブレーキ及び車止め等による複数の逸走防止対策、そして車両の特に安全に関わる部分について、十分な点検を実施することの 2 項目が「安全衛生指導書」で指導され、この対応策として「安全マニュアル」の作成及び日常点検の周知徹底を報告いたしましたところでございます。

なお、本工事の請負者でございました、有限会社花岡組は事故に関しましては不問となっております。

以上が、事業者に対します、今回の事故の事後処理の結果でございますが、今後本町が発注いたします工事につきましては、従前にもまして安全管理の徹底に努めてまいりたいと考

えているところでございます。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げましたが、12月定例会以降、私の出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付いたしました関係資料に掲載いたしておりますので、後ほどまたご参照頂きたいと思っております。

以上で、行政報告を終らせて頂きます。

**議長（池田信博）**

以上で「行政報告」を終ります。

## **日 程 第 5、町 長 の 所 信 表 明**

「町長の所信表明」を行います。

番外：町長

**番外（町長 松田和久）**

平成24年第1回隠岐の島町議会定例会の開会に当たりまして、諸議案の提案に先立ちまして、平成24年度の町政運営の基本的な考え方及び主要事業などにつきまして申し述べ、議員各位はもとより町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最初に、昨年3月11日に発生をいたしました、東北地方を中心に多くの尊い人命と平穏な暮らしを奪い、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災、そして、福島第1原発の事故から1年目を迎えようと今いたしてしております。改めまして震災でお亡くなりになられた皆様方のご冥福をお祈りいたします。

そして今なお、避難生活を余儀なくされていらっしゃる多くの方々を始め、多くの被災された皆様方に改めまして心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、我が国の経済は、円高、デフレが進行し、景気の低迷感が拭えない状況がなお続いており、財政の健全化をにらんだ国民負担のあり方など、不透明・不確実さが増している中で、地方財政も一段と厳しくなっております。

政府は、今国会に平成24年度予算案を上程をいたしておりますが、一般会計の総額は、平成23年度当初比2.2%減で、6年ぶりに前年度を下回る内容となっております。これは震災の復興予算を特別会計に計上いたしました他、基礎年金国庫負担の財源の一部を一般会計に計上しない交付国債で賄っており、これら別枠部分を合わせますと、実質的には過去最大の予算規模となっているところでございます。

こうした中、島根県の当初予算案は、平成23年度当初比0.9%の減となっておりますが震

災や原発事故などを踏まえた防災対策などの、安全・安心な県民生活の確保、円高などの経済不安に対応してまいりますため、農林水産業・商工業の産業振興と経済対策、県民が安心して暮らせるよう、医療・福祉と教育の充実、そして「神話博しまね」の開催など、県内各地の賑わいの創出や、全国への魅力発信を重点的に推進するための予算を計上し、公債費を除く一般歳出では0.1%増とほぼ平成23年度並となっているところでございます。

さて本町におきましては、加速する少子高齢化、低迷する地域経済、更には東日本大震災を踏まえた、地震・津波の大災害に対する対策の強化など課題が山積いたしております。

本町のような離島町村にとっては、平成24年度末に時限を迎えます離島振興法の拡充・延長は大変重要な事項の一つであります。

離島航路が、本土の公共交通機関と同程度の負担で利用できるような支援制度の確立など、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備・促進はもとより、国境離島の役割を考慮した特別支援に、積極果敢に取り組む所存でございます。

新年度は、私にとりまして、2期8年目を迎える節目の年度となります。これまで私に課せられました諸課題の解決に向けて、行財政改革や財政健全化を一層図りつつ、総合振興計画に掲げます「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、そして「みんなで支えるやさしい福祉のまち」を目指し、各種施策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

それでは、平成24年度の町政運営につきまして、特に重点的な取り組みについてご説明を申し上げ、本町が置かれております現下の厳しい状況をご理解頂き、ご協力をお願い申し上げます。

始めに、財政状況と財政健全化に向けた取り組みについてであります。

本町の財政状況は、行財政改革の取り組みや、ここ数年の交付税の配分、そして平成20年度から20億円を超える国の緊急経済対策の実施等から、財政指標が少しずつではございますが改善をされてまいってきております。

しかしながら、景気の低迷は依然として続いており、町の単独施策としての経済対策事業も実施してまいりましたが、未だ回復の兆候も見えず、町税等の自主財源の確保は年々厳しいものとなってきているところでございます。

政府は、平成24年度予算編成の基本方針といたしまして、財政運営戦略における中期財政フレームを平成23年度に引き続き遵守することとしており、歳入においては、新規国債発行額を平成23年度当初予算の水準44兆円を上回らないこと、「社会保障・税の一体改革」

等を踏まえて更に検討すること、歳出におきましては、前年度当初予算の規模を実質的に上回らないこと、地方の一般財源の総額につきましては、平成 23 年度地方財政計画と同程度の水準を確保することなどを揚げ予算編成をいたしております。

地方交付税におきましては、東日本大震災の復旧・復興に当たりまして、被災団体以外の地方公共団体へ影響を及ぼさないよう、復旧・復興分と通常分を別枠といたしまして、通常分は出口ベースで前年度額を確保しているところであります。

本町は、こういった状況下で一定の行政サービスを維持しておりますが、地方交付税の特例加算がなくなってまいります平成 27 年度以降からは、財政状況が厳しくなることが予測されますことから、引き続き慎重な財政運営が求められるところでございます。

本町の新年度予算におきましては、一般財源ベースで前年度当初予算額以下を原則として、地方債の発行額につきましては、償還額を上回らないことを目途に、また、一方では町の経済対策や地域の活性化を視野に入れました事業も取り入れ、歳入・歳出のバランスを考慮した編成にいたしております。

その結果、一般会計の予算規模は、前年度と比較をいたしますと、1.4 %の減となっておりますが、投資的経費におきましては、前年度比11.6%の増額といたしており、平成 23 年度の繰越事業で実施をいたすことになりました。

先般の臨時議会をお願いをいたしました西郷中学校耐震改修事業などを合わせますと、新年度に実施してまいります事業は、より積極的な予算編成となっているところであります。

次に、行財政改革の取り組みについてでございます。

新年度は、平成 22 年度からの 5 か年間を計画期間といたします「第 2 次行財政改革実施計画」の中間年度に当たる年度でございます。

今後、総合振興計画を始めといたします各種計画のビジョンを実現するためにも、来るべき交付税の一本算定に備え、安心して暮らせる公共サービスを維持してまいりますためにも、大綱に掲げた「公共サービスの改革」、「行政運営の改革」、「財政構造の改革」の 3 つの改革を実現すべく、具体的な取り組み内容や、スケジュールを明らかにした実施計画に沿いまして、引き続き行財政改革に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、重要課題への取り組みについてご説明を申し上げます。

まず、観光振興への取り組みについてでございます。

ここ十数年来、入り込み客は低迷をしている状況に大きな変化は見られませんが、とりわけ平成 23 年度入り込み客数につきましては、東日本大震災の影響からでしょうか春季には

落ち込みが顕著でしたが、夏場から秋にかけてまして大幅に回復の兆しを見せ、通年では、ほぼ平成 22 年度並みとなる見込みでございます。

このような状況の中、新年度は「古事記」が編纂されまして1300年を迎える年に当たりますことから、島根県が観光振興のための最重要施策として、出雲地区で開催をいたします「神話博しまね」を始め、県下一円で多彩なイベントが開催されることとなっております。

本町でも、これら一連の動きや様々なイベント開催の相乗効果を期して、地域の貴重な観光資源を活かした着地型の観光商品を造成するなど、平成 23 年度を上回る入り込み客数を目指して、更なる誘客活動に取り組んでまいりたいと存じます。

また、観光客の方々に評価の高い「牛突き」など特色のある独自の観光資源の更なる充実と拡大や、宿泊施設を始め、二次交通体制や、観光関連施設等の充実、接客マナーの向上等に努め、魅力ある観光地づくりに引き続き努めてまいりたいと存じます。

次に、交通網の整備についてでございますが、引き続き、生活バス路線の維持・確保、航空機の利用促進、隠岐航路の安定運航など、町民の皆様方の生活路線の整備に努めてまいりたいと思います。

生活バス路線の運行につきましては、平成 23 年 4 月から新たな交通システムで運行を始めましたが、利用者数が当初見込みを下回る状況でございます。現在、地域公共交通会議におきまして更なる対応を協議中でございます。原因等を検証し、唯一の公共交通でございますことを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上、経費の節減等に取り組んでまいりたいと思います。

航空機の利用促進の取り組みにつきましては、出雲便、大阪便ともに目標値に近い搭乗率を確保いたしておりますが、航空業界を取り巻く厳しい情勢の中、引き続き生活路線といたしまして、また、観光路線という面からも出雲、大阪路線の維持確保に更に努めてまいりたいと思います。

特に、夏季ジェット便につきましては、町民の皆様方を始め、関係者の皆様方のご尽力により、新年度も運航して頂くことになったところでございます。引き続き島根県を始め、関係機関と連携いたしながら利用促進に努め、将来の羽田路線を視野に入れ取り組んでまいりたいと思います。

隠岐航路につきましては、島民の皆様方の主たる交通手段でございますが、これが安定確保と、そして割高感が拭えない料金体系の改革・支援策等につきまして、今、全国離島振興協議会を始め、関係機関と協力をいたしながら、引き続き国当局に積極的に働きかけてまい

りたいと存じます。

また、「超高速船レインボー」の後継船種「ジェットfoil」につきましては、平成26年3月就航に向けまして、現在隠岐広域連合におきまして、運航方法等の協議を進めさせて頂いているところでございます。

次に、産業の振興と経済対策についてでございます。

産業の振興につきましては、農林水産業が一体となった取り組みにより、地域食材を活かした産物の第6次産業化を進め、引き続き、第1次産業の再生と、地域産業の活性化に向けました積極的な取り組みが今、喫緊の課題となっております。

農業では、引き続き、水田農業を核といたしました担い手の育成と、経営の安定化に努めてまいることが申すまでもございませんが、持続可能な力強い農業を実現してまいりますためには、新規の青年就農者の対策といたしまして、経営安定に向けての支援を中心に農業法人における雇用の促進、集落営農組織への推進及び法人化等、人材育成への支援に取り組んでまいりたいと思います。

農業施設の整備につきましては、ほ場整備地区の用排水路及び農道の維持管理の面から、老朽溜池の整備など計画的に実施をしておりますとともに、将来に向けた農業用水のパイプライン化に取り組み、維持管理費の節減及び生産性の向上に努めてまいりたいと思います。

林業では、昨年の紀州地方で見られました森林災害が示しますように、森林保全は住民の皆様方の安心安全の生活には欠かせない施策の一つかと思っております。現在策定中の「森林整備計画」に基づき、木材の生産拡大と木材需要拡大及び特用林産物の振興を重点推進事項に促して、森林の有効な活用や適正な森林管理を進めてまいります。

畜産業では、繁殖牛の更なる増頭を目指し、豊かな自然環境や森林環境を活用いたしました牧野整備を推進をし、自給飼料の確保のための飼料用米の生産と、新しく導入を目指しております粗飼料用の稲の生産体制の強化及び栽培支援に取り組んでまいります。

水産業では、新たな担い手の確保・育成のため、新規就業者の受け入れ体制の整備、特色ある水産物の加工、安定収入を確保するための漁業経営に努めてまいりますとともに、種苗放流により資源の確保や、ブランド化を進めております「隠岐いわがき」の養殖の安定化及び品質の向上を図り、販売促進に努めてまいります。

次に、経済対策についてでございますが、長期化をいたしております景気の低迷からの脱却こそが、本町におきまして喫緊の課題であると認識いたしております。

新年度におきましても、引き続き、夏季・冬季に「にぎわい商品券」を発行するなど、消



費の拡大に取り組んでまいります。

また、経済情勢の悪化によります雇用・失業者対策につきましては、国・県の補助制度の活用や町の単独事業と合わせまして雇用の確保に努めてまいります。

公共事業につきましては、事業実施計画に基づきまして、優先度、緊急性を考慮いたしながら、町の景気対策、経済対策等を視野に入れつつ、事業展開を図ってまいりたいと思っております。

次に、地域医療・福祉についてでございます。

地域医療につきましては、長い間、町民の皆様方の悲願でございました新隠岐病院が、いよいよ5月1日から診療を開始することとなります。隠岐医療圏の中核病院にふさわしい医療機能を整備し、更なる安定的な医療サービスの提供ができるものと今、確信をいたしているところでございます。

医師や看護職等の医療従事者の不足につきましては、全国に共通する深刻な問題でございます。特に、中山間地域や、そして私たちのような離島などの地域偏在がみられ、本町におきましても医師の招聘が困難な状況にございますが、看護職等の医療従事者も不足をきたしているところでございます。幸いにも、町立診療所におきましては、医師をお招きすることができていますが、隠岐病院では、不足をしている診療科がみられ、引き続き県及び隠岐広域連合と連携を図りながら、あらゆる医師の情報を収集をし、更なる努力を傾注してまいりたいと思っております。

また、医療従事者の確保につきましては、引き続き関係大学や、専門学校の地域推薦入学制度を活用してまいりますとともに、県立大学との連携のもと地域医療を目指す看護師の育成など、地域医療を担う医療従事者の人材育成とその確保に努めてまいりたいと思っております。

診療所の運営につきましては、依然厳しい経営状態が続いておりますが、本町におきましては、高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担ってまいりますとともに、予防医療に努め、健康で安全安心な暮らしを守る町立診療所といたしましての体制を維持いたしながら、運営をしてまいるつもりであります。

保健事業につきましては、医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着いたしました保健指導に取り組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ってまいります。

次に、地域福祉につきましては、「隠岐の島町地域福祉計画」に基づき、その基本理念でございます、「支えあい(愛)、笑顔あふれる隠岐の島」の実現を目指し、福祉事務所と包括支援センターを中心に、障がいのある方々への自立支援を始め、高齢者、子育て、母子、父子、

寡婦そして生活困窮者への支援など、地域の実態に即しましたきめ細やかな対応によります総合的な地域福祉の充実に努めてまいります。

特に、新年度は喫緊の課題となっております少子化対策につきまして、結婚適齢期の方々への支援事業を始め、子育てにやさしいまちづくりを目指し、誰もが安心して子どもを産み・育て、そして仕事と家庭の両立ができますよう、各種の子育て支援事業の見直しを行い、少子化対策につなげられるように検討してまいりたいと思います。

併せて、不妊治療費に対します助成制度を創設し、負担の軽減を図ることにより、一人でも多くの方々の出産ができますように支援をしてまいりたいと思います。

本年4月から開設をいたします、「原田認定こども園」につきましては、幼児教育と保育を一体的に行うように取り組んでまいりたいと思います。

次に、安全・安心で快適なまちづくりについて申し上げます。

冒頭に申し上げましたように、昨年の東日本大震災や、台風12号によります和歌山、奈良の記録的な豪雨災害、また、東北、北海道では、豪雪によります被害が頻発をし、いつどこでどんな災害が発生しても不思議ではない、そういった状況に今日本全国がなっております。

島根県では、1月25日に地震被害想定調査における各市町村ごとの最大水位地点を発表されたところでありますが、それによりますと、佐渡島北方沖でマグニチュード8.01の地震がもし起きたと仮定いたしますと、本町「代地区」には、最大13.35メートルの津波が来るとこのように想定されたところであります。

2月24日からは、県のホームページで、佐渡島北方沖地震など5パターンの想定地震における津波の浸水区域の標高、最大浸水の深さ及び到達時間などの詳細が閲覧できるようになっておりますが、隠岐の北西沖地震につきましては、現在積算中でございまして、3月中旬頃までに発表される予定となっているようでございます。

今後は、これらの情報を踏まえながら、防災計画の見直しや、津波ハザードマップの作成はもとより、地域の安全安心の確保のため、自治会組織・関係機関との連携強化を図りながら、地域における防災組織の推進を含めました説明会、避難訓練そして研修会の開催など防災体制の確立並びに災害対策の強化に努めてまいりたいと思います。

更に、災害対策の一環といたしまして、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業並びに津波に対します避難場所の整備等を引き続き推進してまいります。

道路整備につきましては、住民の皆様方の安全と安心を基本といたしました町道整備を進

めてまいりますとともに、国道・県道につきましても改良事業の推進に全面協力してまいりたいと思います。

下水道の整備につきましては、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めてまいりますため、引き続き公共下水道事業や集落排水事業等を推進してまいります。

次に、人財育成についてであります。

ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う「隠岐びと」の心を育て、本町が将来にわたって継続的に発展をしてまいりますために、教育、産業、福祉、及び医療などあらゆる分野で、多彩な人材育成を展開することが今求められています。

隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさを再確認し、隠岐で生活することに喜びや誇りを感じ、本町の将来を託すべき人材を育成するため、家庭、学校、地域社会の連携のもとで、学社融合の教育を推進し、ふるさとを愛する子どもたちの育成に努めてまいります。

また、島内外の人材や情報を広く活用し、それぞれの分野において地域を担うリーダーの養成にも努めてまいります。

次に、竹島領土権の確立への取り組みについてでございます。

韓国は我が国の抗議にも関わりませず、竹島の実効支配を一層強めてきています。

この竹島問題を、国の内外に向けて強くアピールをしてまいりますため、本年 4 月 11 日には、「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」の共催により、「竹島問題の解決を求める東京集会」の開催が予定をされており、竹島領土権確立隠岐期成同盟会及び本町の関係者も出席することと今いたしております。

また、内閣府に竹島問題を所管する部署を設置すること、竹島問題や国境離島が果たしている役割を啓発する国の施設を本町に設置することなどを、引き続き島根県や隠岐期成同盟会との連携のもと、国に対して強く要望してまいりたいと思います。

次に、町税等の徴収率の向上及び滞納対策につきましては、徴収対策会議並びに徴収地区班活動の一層の活性化を図り、各税料金の関係部門の連携を更に強化いたしながら、引き続き全庁体制で徴収強化に取り組んでまいります。

更に、滞納者に対しましては、徹底した法的処分を行い、納付義務の履行と徴収率の向上を図ってまいりたいと思います。

また、町税等の期限内納付につき、意識の高揚を図ってまいりますとともに、時間外納付窓口の開設や納付相談等を通じまして、早期の滞納抑止につながるような迅速な対応に努め

てまいりたいと思います。

以上、重要課題として取り組む事業について申し上げます。

続きまして、平成 24 年度に取り組む主要な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

始めに、観光宣伝事業につきましては、隠岐ジオパークに関係します島内の貴重な観光資源の活用や、「第 7 回隠岐の島ウルトラマラソン」、「第 14 回隠岐古典相撲大会」、「日本の凧の会秋季大会」など様々なイベント開催の情報発信を行い、隠岐の島の更なる知名度のアップを図りながら、観光客の増加対策に積極的に取り組んでまいります。

また、豊中市、世田谷区を始めといたします都市交流につきましても、更なる充実と拡大に引き続き努めてまいります。

観光客の受入整備といたしましては、観光の主要商品の一つでございます「観光牛突き事業」を安定的に提供できますよう、町観光協会及び関係団体との連携のもとで、観光専用の突き牛の導入を基本に、突き牛オーナー制度の設置など体制の強化に努めてまいりたいと思います。

また、観光客の利便性を向上させ、より魅力ある観光を楽しんで頂くために、新たにスマートフォン対応の観光ナビシステムの導入でございますとか、あるいは街歩きと八尾川遊覧船をセットといたしまして新たなメニューの開発など、地域の資源を活かしました受け入れ態勢を整える、いわゆる着地型観光を充実させてまいりたいと思います。加えて、町が所有いたします観光施設や宿泊施設の修繕工事を行い、より快適な宿泊・滞在空間の提供を図り、更なる誘客につなげてまいります。

次に、定住促進につきましては、定住財団と連携いたしながら各種体験ツアーを予定をいたしております。

まず、町内で不足をいたしております看護職の確保につなげるため、県立大学の看護学部学生の実習を交えた体験ツアーを実施をさせて頂き、今後は学校のカリキュラムに盛り込んで頂き、継続的な展開が図れますように取り組んでまいります。県立大学は平成 24 年度からこれまで 2 年生でしたが 4 年生大学に変わってまいります。そういうことで、こういうような計画を今させて頂いております。

また、若者体験交流ツアーでは、若者の交流によります新しい出会いから結婚へとつながるように取り組んでまいります。

バイオマス事業につきましては、「緑のコンビナート推進協議会」との連携のもとに、里山や里海に内在をいたしております未利用資源を活用いたしまして、持続可能な環境産業の育

成に努めてまいります。

木質バイオマス実証プラントから抽出される、「リグノフェノール」の活用につきましては、関係企業との連携によりまして、東京都港区へ今提供いたしております木材の高品質化商品といたしまして、また、石油代替製品となります新たな商品の開発に今、取り組んでいるところでございまして、これからも更に取り組んでいきたいとこのように考えております。

「木質ペレット」につきましては、林業の活性化を図ってまいりますために、庁内の関係課が連携をいたしまして、今、島内におけるペレット事業の可能性の調査・研究に取り組んでいるところでございます。

本年春に開校いたします「隠岐の島ものづくり学校」の活用につきましては、平成 23 年度に引き続き、島内外からの公募によりまして、島の資源を活用いたしました「ビジネスプランコンテスト」を開催いたしまして、隠岐らしい新たな産業の育成に努めてまいりたいと思います。

また、都市部からの移住者となります地域おこし協力隊員を採用し、学校を拠点とした地域コミュニティを醸成し、農林水産業等の地域課題の解決に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

ブランド開発の推進につきましては、本町が主体となりました、「隠岐産品ブランド開発・販路拡大検討委員会」、まだこれは仮称でございますが、こういった委員会を設置をいたしまして、積極的に農林水産関係者等との意見交換を行うことで、島独自のブランド認定や新たな販路開拓、将来における後継者育成と若者の雇用促進が図られるような、加工場建設の調査・研究に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、昨年制作をいたしました隠岐の島プロモーション用の短編映画「スマイルアゲイン」をもとに、映画やテレビドラマ、あるいは CM 等の誘致活動やロケ誘致の地元受け入れ体制の強化を図ってまいりますために、フィルムコミッションの人材育成を行ってまいりたいと思います。

次に、農業につきましては、「藻塩米」を中心といたしました、こだわりの米の生産者拡大、また、栽培技術の向上により安定生産を図ってまいりますとともに販路の拡大に努め、更に新規就農者を始め農業への企業参入に対します支援を行うなど、生産体制及び供給体制の充実に取り組んでまいります。

また、地域農業マスタープランづくりに取り組み、戸別所得補償制度の適切な推進、そして担い手への農地集積を促す仕組みづくり等によりまして、農地集積を加速化させ、農業の

競争力と体質強化を図ってまいりますとともに、農地の有効利用及び耕作放棄地そして遊休農地の解消等に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

「地産地消」対策につきましては、食の安全・安心への取り組みでありますとか、拠点施設の整備に努め、学校給食や島内スーパー等を対象にいたしました生産・流通・販売の仕組みづくりに向けた情報の一元化、更には、設置予定の「隠岐の島町農産物等の流通を考える協議会」これも仮称でございますが、こういった協議会を設置し、こういった中で今一度原点に立ち返りまして、集荷、流通のシステムづくりに努めてまいらなくてはならないと考えているところでございます。

農業の担い手育成につきましては、再編成いたしました、「町地域農業再生協議会」との連携によりまして、「農業経営支援事業」を活用し、新規就農者の育成と農業生産法人や集落営農組織の設立に向けまして、施設整備や就農支援を推進してまいりたいと思います。

農村環境の整備事業につきましては、「農地・水・環境保全向上対策事業」及び「中山間総合整備企業」などを活用いたしまして、引き続き農村地域の保全に努めてまいります。

林業につきましては、「森林整備地域支援交付金事業」の活用によりまして、新たな森林経営計画を樹立をし、長期の施業受託によりまして森林経営の集約化を図り、計画的な森林施業を進めてまいりたいと思います。

また、「間伐材促進事業」により、その利用拡大を図り、島内需要はもとより合板用原木の島外出荷の促進にも取り組んでまいりたいと思います。

島内需要の確保につきましては、公共事業での需要拡大を進めてまいりますとともに、新たに新年度から島内産の木材利用を促進するための「住宅建築費補助制度」を実施をしてみたいと思います。

また、「原木しいたけ」のブランド化に向け、不足をいたします原木を確保してまいりますため、山間部の遊休地を含めクヌギ、あるいはナラの植栽を推進し、しいたけ原木の循環型利用を促進してまいりたいと思います。

畜産業につきましては、計画の700頭を増頭目標に、平成23年度の倍増となる95頭の繁殖雌牛の導入や隠岐の特色でもございます放牧によります畜産経営の更なる低コスト化に向け、新年度は「岬牧野整備事業」や、既存牧野の整備等に取り組んでまいります。

また、岬牧野整備に当たりましては、地元地区及び漁業関係者の連携のもとで、周辺海域モニタリング調査を実施することといたしております。

次に、水産業につきましては、引き続き「離島漁業再生支援交付金」を活用をいたしまし

て、各地先漁業集落の自主自立の経営安定策を推進してまいりますとともに、「再生支援事業」の一環といたしまして、種苗の放流事業等によります資源増殖や、磯焼けした沿岸の「漁場再生事業」によりまして、漁場の生産力向上に努めてまいります。

水産基盤の整備につきましては、新しく犬来及び大久漁港整備のための測量調査の設計を実施をいたし、港の基盤整備を進めてまいりたいと思います。

次に、保健事業の「母子保健事業」につきましては、妊婦さんの健康管理の充実を図り、安心して出産、育児ができますように妊婦健康診査や乳幼児健康診査、各種育児教室などに支援をしてまいります。

「生活習慣病対策事業」につきましては、健康教室・健康相談を通じ、生活習慣の改善に取り組んでまいりますとともに、各種がん検診の実施でございますとか、新たに脳検診に対する助成事業を創設をいたしまして、早期発見・早期治療に結びつけてまいりたいと思います。

「感染症予防事業」につきましては、高齢者のインフルエンザワクチンの接種事業や、乳幼児を対象といたしました各種ワクチンの接種を、また 10 歳代での子宮頸がん予防ワクチンの接種に対しましても助成をしてまいりたいと思います。

次に、地域福祉についてでございますが、まず、「隠岐の島町地域福祉計画」につきましては、平成 25 年度から 5 年間の新たな計画の策定に取り組み、地域福祉施策の推進を図ってまいりたいと思います。

次に、障がいのある方への自立支援につきましては、地域活動支援センターにおける創作・作業活動や日常生活指導などの活動の場を設け、また「相談支援事業」によりまして、必要な情報提供や施設の利用・ホームヘルパーの派遣など福祉サービスの利用援助や提供を行い、自立と社会参加の促進に取り組んでまいります。

更に、「隠岐の島町自立支援協議会」を基幹といたしまして、本町における福祉サービスに係ります課題の集約を行い、その解決に努めてまいりたいと思います。

高齢者の支援につきましては、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいりますために、各種の事業を展開してまいります。

特にネットワーク構築をねらいといたしました、「地区活動支援事業」や「サロン事業」によります引きこもりの防止、自立生活継続のための配食サービス等、地域における介護予防活動の支援に努めてまいりますとともに、ひとり暮らしや高齢世帯の安否確認に必要な緊急通報装置設置の助成事業につきましても、引き続き実施をしてまいりたいと思います。

また、養護老人ホームの入所措置や、高齢者の権利擁護や虐待等に対します相談業務も、実施してまいります。

高齢者福祉施設の整備につきましては、新年度におきまして養護老人ホーム「百寿荘」の改修が行われることになっておりまして、その経費の一部を支援することと今いたしております。

また、「五箇デイサービスセンター」の特殊浴槽の取替えや、「中村デイサービスセンター」の空調設備の取替えを実施をいたし、利用者の快適な介護サービスが提供できますように環境の整備に努めてまいりたいと思います。

子育て支援につきましては、保育所への同時入所2人目以降無料化などの保育料の軽減事業を継続してまいりますとともに、新年度から「子どものための手当」及び「児童扶養手当」による保護者の経済的な負担の軽減に努めてまいります。

また、児童に関する相談件数が増加傾向にございますことから、小中学校の児童・生徒へ電話相談一覧表カードの配布を行い、相談窓口の周知を図り、児童の虐待防止に向け取り組んでまいります。

母子及び寡婦への支援につきましては、自立に向けました指導・助言・情報提供などの支援を引き続きしてまいりたいと思います。

生活困窮者への支援は、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行い、一定の生活を保障してまいりますとともに、就労支援員を配置し被保護者の社会的自立の実現に向け、より一層取り組んでまいります。

次に、道路網の整備につきましては、隠岐病院へのアクセス道路といたしまして、重要な中町中条線の改良事業を推進してまいります。

「愛の橋架替事業」につきましては、測量設計を行いまして、平成25年度には現橋を撤去し架け替え工事実施へと進めてまいりたいと思います。

また、神尾地区及び島後クリーンセンターへのアクセス道路でございます「磯2号線の改良事業」を推進してまいります。

県事業関係では、「国道485号線の郡バイパス整備事業」が、新年度で完成の見込みでございます。県道西郷・布施線の久工区、西郷・都万・郡線の都万工区の事業推進に引き続き努めてまいりますとともに、新たに西村工区の改良工事の着手と「県道中村津戸港線蔵見橋交差点改良事業」の測量設計に着手をし、都万工区の改良工事を進めてまいりたいと思います。



土砂災害などを未然に防ぎ、住民の皆様が安全・安心に暮らせるよう、高井地区、加茂地区、中村地区などの「急傾斜地崩壊対策事業」や五箇地区の「奥谷川の砂防事業」を推進をしましてまいりますとともに、新規に、都万地区の「井の奥谷川砂防事業」に着手するなど、砂防施設の整備にも取り組んでまいりたいと思います。

また、津波災害に対する避難場所の確保のため、引き続き蔵田地区の避難路を整備いたしたいと思います。

港湾関係では、飯美港、西村港、長尾田港の改修事業に着手いたしまして、利用者の皆様方の安全確保が図れますよう、港湾施設の機能充実に努めてまいります。

公営住宅整備関係では、下西「宮の前団地建設事業」を推進してまいりますとともに、老朽化いたしております「加茂団地の改修事業」に着手するなど、住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、上水道の整備につきましては、町民の皆様方に安心してご使用頂けるよう、日々の維持管理や老朽施設の更新等を実施しており、「安心・安全な水道水」をお届けできるように努力をしております。

しかしながら、近年、表流水及び浅井戸から取水しております原水そのものに異変が見られるようになってきておりまして、新たな施設整備が必要となってきております。

新年度は、「上水道事業」におきまして、原水のにごり対策そしてクリプト対策といたしまして、引き続き池田浄水場に膜ろ過装置及び紫外線照射装置等を整備いたしてまいります。

「簡易水道事業」につきましても、布施卵敷地区におきまして、クリプト対策といたしまして紫外線照射装置を整備いたします。

また、国の指針に従い、簡易水道の統合に向けて、準備を進めてまいります。

次に、下水道の整備についてでございますが、「西郷地区公共下水道事業」、「大久地区漁業集落排水事業」の管路布設工事を引き続き実施をいたし、新たに、中町地区の管路詳細設計に取り組み、事業の進捗を図ってまいりますとともに、平成 23 年度に基本計画を策定いたしました、「五箇地区農業集落排水事業」につきまして、事業採択に向け取り組んでまいりたいと思います。

また、個別処理で行います浄化槽の整備につきましては、「市町村設置型浄化槽事業」の実施に併せ、「個人設置の浄化槽事業」に助成をしましてまいります。

年々供用地区が拡大をされますことから、接続促進に向けまして更なる啓発普及に努め、既設管路の点検清掃や中継ポンプ施設への非常通報装置の設置を行い、適正な施設の管理に

努めてまいります。

また、港町地区の内水を排除いたします第1ポンプ場につきましても、近年の豪雨に対応いたしてまいりますための改修に取り組み、安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

次に、「ごみ処理事業」につきましては、「ノーレジ袋デー・マイバック持参運動」や「エコポイント制度」をより充実させてまいりますとともに、更なる普及啓発に努め、町民の皆様方とともに、資源循環型社会及び脱温暖化社会の形成に努めてまいりたいと思います。

本町内に散見されます不法投棄ごみにつきましても、引き続き計画的に撤去及び処分をしてまいりたいと思います。

また、清掃センターを始めといたします、ごみ・し尿処理施設につきましては、本町の豊かな自然と快適な環境を保全してまいりますため、適正な運転に努めてまいりますことはもとより、既に実施をいたしました、精密機能検査の結果を踏まえ、計画的、且つ、効率的に定期整備工事や基幹的設備の更新を実施してまいりたいと思います。

最後に、教育委員会関係の主要事業につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、学校関係につきましては各学校、教育事務所と連携し「学力向上対策プロジェクト」を組織いたしまして、教師の授業力の向上や学習指導の改善を図るとともに、家庭での児童・生徒の生活習慣の改善に努めてまいります。

また、小・中学校に学校司書及び図書ボランティアを配置し、学校図書の充実と読書活動の推進を図ってまいります。

「英語指導事業」につきましては、外国語指導助手を2名配置し、英語教育の充実と国際理解教育の推進に努めてまいります。

「教育相談支援事業」につきましては、教育支援センター「スマイル」を核といたしまして、心に悩みを持つ児童・生徒にきめ細かな支援を行ってまいります他、発達障がい等の特別な支援を必要といたします児童・生徒に対しましては支援員を配置し、学校、教育事務所、児童相談所等と連携をいたしながら支援をしてまいりたいと思います。

学校施設の耐震補強及び大規模改修につきましては、西郷中学校において工事に着手をし、中条小学校では、設計に取り組んでまいりたいと思います。

社会教育におきましては、青少年健全育成につきまして、「地域教育力の向上」、「学校・家庭・地域の連携協力」、「学校への支援」及び「家庭教育への支援」が今求められています。

引き続き、人づくりのための「地域力醸成プログラム事業」、学校支援のための「ふるさと

教育推進事業」及び「学校支援地域本部事業」、また、家庭教育支援充実のための「放課後子どもプラン事業」、「ふるまい向上プロジェクト事業」など、公民館と連携を図りながらこれを推進してまいります。

公民館におきましては、地域の皆様方の学習拠点でございますコミュニティづくりの場としての役割を十分発揮できますように各種講座の開催に取り組んでまいりますとともに、住民の皆様方に最も身近な施設といたしましてご利用頂けるように各種活動に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書や郷土資料をはじめ、DVDなど視聴覚資料の充実を図ってまいりますとともに、古文書や公文書などの史料の適正な保存と管理に努めてまいります。

社会体育につきましては、誰もが気軽にスポーツができる環境づくりや、地域全体が健康で明るく活力あふれる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

伝統文化の保護育成につきましては、「無形文化財保存育成事業」によりまして、引き続き支援を行ってまいります。また、「牛突き習俗保存対策事業」では、各大会への出場支援を充実してまいりたいと思います。

隠岐ジオパークにつきましては、島根県、島前 3 町村及び「隠岐ジオパーク推進協議会」と連携をし、本年秋の世界認定登録に向けて取り組んでまいります。

また、これを契機に隠岐独自の地質遺産や自然の生態系及び歴史文化などを活かしたまちづくりを推進してまいります。

隠岐国分寺の発掘調査につきましては、学術関係者からなる「発掘調査指導委員会」を設置をし、調査に当たっているとのことでございます。

現在、国分寺創建期の伽藍<sup>がらん</sup>などの中心部を囲う塀の一部とみられます柱穴列<sup>ちゅうけつれつ</sup>が発見をされておりまして、先月の2月10日に報道発表、更に2月18日には現地説明会をさせて頂いたところでございます。

国分寺の関係者の方々からは、本堂の再建計画のお話も伺っているところでございますので、早急に方向性を決める必要がございますが、まずは、遺構の解明に向けた調査を新年度中に行いまして、その状況を見ながら判断をしてまいりたいと存じます。

以上、平成 24 年度の町政運営の基本的な考え方及び主要事業などについてご説明を申し上げましたが、議員各位を始め、町民の皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げ、所信表明に代えさせていただきます。

議長（池田信博）

以上で「町長の所信表明」を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 11時05分 )

**議長( 池田信博 )**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 11時15分 )

## 日 程 第 6、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第5号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの50件を一括して議題といたします。

## 日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました50件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

**番外( 町長 松田和久 )**

それでは、本日ご提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明申し上げますが、その前に一点、私の行政報告の中で大切なことが漏れておりましたので、ここでお詫びをいたしまして、その件についてご説明を申し上げたいと思います。

平成22年度に実施をいたしました「島前島後間連絡船事業」でございます。

このきっかけになりましたのは、島前病院が看護師不足に陥り大変な状況になったという事で、島根県の方にも広域連合としてお願いに上がりましたが、中央病院の方も看護師不足ということで県からの対応が難しいということで、急遽隠岐病院から2名の看護師に島前で勤務をお願いしたわけです。そういうことで、毎日ではなくとも天気の良い日は通勤もできる体制も必要ということで始まった事業でございますが、その後、島前病院の方の努力によりまして、看護師を本土から招くことができました。そのために去年1年間もう少し様子を見てみよう、一般の方も利用する傾向が多くなってきたということもございまして、結果的に見ますと利用客は減る一方でして、そこでいろいろと相談をいたしました結果、試験的やった事業ではございましたが、これで一旦打ち切ろうじゃないかということで、この事業を平成22年度、23年度の2か年間で中止することとなりました。そのことを1件、行政

報告としてご紹介申し上げておきたいと思います。

それでは、議第 5 号から議第 11 号までの 7 件につきましては、平成 23 年度の一般会計及び各特別会計の補正予算でございます。補正予算からご説明を申し上げます。

最初に、議第 5 号の「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、7,791 万 4 千円の追加でございます。補正後の予算額を、182 億 4,690 万 2 千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、各事業の確定によるものでございます。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源の減額及び各事業に、町債を充当することに伴いましての増額でございます。

次に、議第 6 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、107 万 4 千円の追加でございます。補正後の予算額を 1 億 6,204 万円とするものでございます。

補正の主な内容は、五箇診療所の代診医派遣負担金の増額補正と、五箇歯科診療所の医師の退職に伴います負担金を補正するものでございます。

これらの財源につきましては、診療収入が減収見込みとなりましたことから、歳出の不用額を減額をいたしまして、一般会計からの繰入金及び前年度からの繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 7 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、418 万 8 千円の追加でございます。補正後の予算額を 1 億 6,381 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容は、医薬材料と小型心電計の購入費及び歯科医師の退職に伴います負担金を計上するものでございます。

財源につきましては、医師住宅使用料と繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 8 号の「平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,415 万円の減額でございます。補正後の予算額を、4 億 7,605 万 3 千円とするものでございます。

補正の内容は、布施地区簡易水道改良事業におきまして、不用額が生じたので減額補正をするものでございます。

この財源につきましては、国庫支出金及び地方債を減額するものでございます。

次に、議第 9 号の「平成 23 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、今回の補正は、財源の組み替えでございまして、利用者の減によります訪問看護収入を減額をし、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第 10 号「平成 23 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、324 万 8 千円の追加でございまして、補正額の予算額を 4,030 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、島根県へき地医療対策費補助金の交付額が確定をいたしましたことによりまして、補助金の返還金を計上するものでございます。

この財源につきましては、診療報酬そして繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 11 号の「平成 23 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,010 万 4 千円の減額でございまして、補正後の予算額を 3 億 3,911 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合に納付をいたします保険基盤安定繰入負担金及び療養給付費負担金の額の確定によります減額と、過年度分の負担金の精算による返還金でございます。

これらの財源につきましては、一般会計繰入金を減額し、繰越金及び雑入を増額するものでございます。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 13 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、町長、副町長及び教育長の給料月額を、引き続き減額するものであります。

減額措置の期間は、本年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの間、内容につきましては、減額率を 10%緩和し、町長 15%、副町長 10%、教育長 10%を、それぞれの給料月額から減額するものでございます。

議第 14 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本年度に引き続き、職員給料の減額措置を行うものであります。

減額措置の期間は、本年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの間、内容につきましては、職務の級別に減額率を「1%から7%」を「1%から5.5%」に緩和をし、それぞれの

給料月額から減額するものでございます。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例」につきましては、従来、改正の必要が生じたときに、その都度一部改正してまいりましたが、事務の煩雑さを解消するため、町条例等を準用する内容に改正するものでございます。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、「公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって、参酌すべき基準を求める省令」の施行について通知がありましたことから、それに基づきまして改正を行うものでございます。

また、同審議会の委員数につきましては、14 人を 10 人以内に変更させて頂くものであります。

議第 17 号の「隠岐の島町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、「図書館法改正」の施行に伴って、図書館運営委員会の委員の選出区分を定めるものでございます。

議第 18 号から議第 20 号の 3 件につきましては、本町が整備をいたしました農林水産の施設につきまして、関係条例に追加をするものでございます。

まず、議第 18 号の「隠岐の島町水産公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、布施、那久及び蛸木地区漁業集落環境整備事業により、設置をいたしました水産公園の施設を、このたび条例に追加をさせて頂くものでございます。

議第 19 号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、本年度の事業で整備をしておりました、隠岐空港北牧野が完成をいたしましたので、それを条例に追加するものでございます。

議第 20 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、繁殖牛の運搬のための車両を購入いたしましたので、この車両を同条に追加するものでございます。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

公営住宅の建替事業において整備をいたしております、下西地区の宮ノ前団地の建て替え事業の進捗に合わせまして、老朽化をいたしました住宅 5 戸これを廃止をし、新たに完成をいたします 2 戸の住宅を加え、また、老朽化が著しい栄町地区の仁田団地の 5 戸全てを廃止

することとし、これに伴います条例の改正をするものでございます。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」につきましては、「スポーツ基本法」の施行により、関係条項の名称等一部改正を行うものでございます。

次に、議第 23 号の「隠岐の島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消防団組織の改編等によりまして、消防団員数が 520 人前後で推移しておりますために実態に即した定数に改正するものでございます。

次に、議第 24 号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、「消防法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が、一部改正されたことに伴う改正でございまして、障がい者支援施設及び生活保護の引用条項を整理するものでございます。

次に、議第 25 号の「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、各地区に設置をしております、消火栓用のホースを更新等のための購入する費用でございますが、これまで地元負担としておりましたが、今後は、購入費の 4 分の 1 の額の負担に軽減する、つまり 4 分の 3 を町費で支援し地元負担を軽減することといたしました。これを条例に加えるものでございます。

次に、議第 26 号の「隠岐の島町相撲場設置及び管理条例」の制定につきましては、既に本町が設置・管理しております相撲場につきまして、条例が未整備であったため、今回、新たに制定するものでございます。

次に、議第 27 号の「隠岐の島町暴力団排除条例」の制定につきましては、本町の安全安心なまちづくりに資するため、暴力団の排除に関する基本理念を定め、町及び町民の役割を明らかにいたしますとともに、安全な町民生活の確保と社会経済活動を進め、町の健全な発展に寄与することを目的として定めるものでございます。

次に、議第 28 号の「隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例」の制定につきましては、閉校となっております、旧中村小学校の跡地利用といたしまして、既存の施設を活かしながら改修した施設であります。今後は、地域と都市部との交流拠点施設として、新たな産業の育成と、雇用を創出することを目的といたしまして、設置する施設の管理について定めるものでございます。

次に、議第 29 号の「隠岐の島町卯敷海浜公園施設設置及び管理条例」の制定についてでございますが、既に、町が設置をし、管理をしております卯敷海浜公園につきまして、条例



がこれも未整備でございましたので、今回、新たに定めるものでございます。

次に、議第 30 号の「隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」の制定につきましては、水道法の一部改正に伴いまして、布設工事の監督者及び水道技術管理者の配置基準、並びにそれらの資格基準について、今回、新たにこれを定めるものでございます。

次に、議第 31 号の「隠岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」の制定につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、公営企業の利益及び資本剰余金の処分等につきまして、これを条例で定める必要が生じたので、今回、新たに定めるものでございます。

次に、議第 32 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に、辺地対策事業債を充当してまいりますため、平成 19 年度から平成 23 年度の間の中辺地、中条辺地、東郷辺地、磯辺地そして西郷辺地に係ります総合整備計画におきまして、整備計画に掲げる事業を追加するものでございます。

議第 33 号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、平成 24 年度から平成 28 年度の期間の中辺地、中条辺地、東郷辺地、磯辺地そして西郷辺地に係ります総合整備計画を策定しましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により議決を求めるものでございます。

次に、議第 34 号の「新たに生じた土地の確認について」そして議第 35 号の「字の区域の変更について」につきましては、蛸木地区の漁港物揚場の、公有水面埋立地につきまして事業が完成いたしましたので、土地の確認と字区域の変更をするものでございます。

議第 36 号の「町道路線の認定、廃止及び変更について」についてご説明いたします。

まず、認定をいたします 6 路線でございますが、東郷 272 号線は、県道西郷布施線の釜地内で、県道から引き継ぎを受ける区間でございます。東郷 273 号線、磯 298 号線と磯 299 号線は、農道事業及び集落排水事業において整備された区間のものでございます。

飯美元屋線、加茂蛸木線は、合併前に旧町村におきまして、それぞれの路線名で管理をしておりましたが、今回、新たな町道名として認定させて頂くものであります。

次に、廃止する 14 路線でございますが、西郷 9 号線、西郷 59 号線、西郷 100 号線、東郷 111 号線、磯 197 号線、都万 131 号線の 6 路線は、新たな道路認定や工事等によりまして不要となりましたために、これを廃止するものでございます。

東郷 11 号線、東郷 233 号線、東郷 234 号線、東郷 235 号線の 4 路線は、県営及び町

営宮城ヶ丘団地内の道路でございますが、路上駐車が非常に多い地区でございますして、車両進入禁止とし、今回、廃止するものでございます。廃止後は、県有地内は県営住宅が、町有地内は町営住宅が敷地内道路といたしましてそれぞれ管理するものでございます。

元屋線、中村 172 号線、磯 2 号線、蛸木 21 号線の 4 路線は、新たに飯美元屋線、加茂蛸木線として認定するため、一旦廃止をするものであります。

次に、変更いたします 13 路線でございますが、都万 196 号線、都万 197 号線、都万 198 号線、都万 199 号線、磯 276 号線、磯 277 号線は、認定をいたしました際に路線名が従来の路線名と重複していたため、それぞれ、今回、改めるものでございます。

飯田犬来線、東郷 189 号線、磯 262 号線、中条 173 号線、都万 123 号線、都万 133 号線の 6 路線は、接続道路の工事によりまして、今回その起終点を変更するものでございます。

西郷 8 号線は、現在、隠岐病院建設に伴い、河川管理道を緊急車両が通行しておりますが、隠岐病院完成後も町道として管理していくために、今回路線変更するものでございます。

議第 37 号の「工事請負変更契約の締結ついて〔西田箕浦線災害防除工事〕」についてでございますが、仮設道路の施工におきまして、軟弱地盤が確認されましたために、地盤の安定処理を行う必要が生じたこと、また、NTT の電話線及びテレビ共同受信施設組合のアンテナ線の支障移転に、予定以上の日数を要しましたことなどから、工事費の増額と工期の延長を行う必要が生じたため、契約内容を変更させて頂くものでございます。

続きまして、議第 38 号から議第 51 号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成 24 年度の当初予算についてでございます。

議第 38 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

本町の財政状況は、行財政改革の取り組みや、ここ数年の交付税の配分及び国の緊急経済対策の実施等から、財政指標は少しずつ改善はされてまいりましたが、依然として、その数値は高い状況にあります。

また、町税等の収入も長期化する景気の低迷や、人口減少の影響もございまして、年々減少してきているところでございます。

新年度におきまして地方交付税は、国が地方の一般財源の総額につきまして、平成 23 年度地方財政計画と同水準を確保することを掲げておりますので、本年度並みの額は確保できる見通しとなっているところでございます。

このような状況を踏まえ、新年度の予算編成につきましては、事業の選択と集中を基本に、事業計画に沿った真に必要な事業を見極め、一方では、町の景気対策、活性化を視野に入れ

ました事業を取り入れるなどの予算編成に心がけ、当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ 150 億3,000 万円といたしております。

まず、歳出予算の概要でございますが、議会費におきましては、島根県町村議会議長会負担金の対象町村が、合併によりまして、13 町村からこの度 11 町村に減りましたことによりまして、負担金が増額となっております。

総務費におきましては、職員等の総人件費につきまして、職員の協力を頂きまして職務の級別に、1 %から 5.5 %のカット率で計上をさせて頂いております。

また、光ファイバー施設維持管理費及び下元屋集会所建設費等を、新たに予算計上をいたしております。

民生費では、障がい者福祉サービス事業、生活保護扶助費、私立保育所運営費の他、新たに、認定子ども園の運営費、隠岐広域連合が実施をいたします、仁万の里建設事業負担金等を計上しております。

衛生費におきましては、念願でありました新隠岐病院が開院をいたしますが、外構整備等の負担金、また、出産助成金や不妊治療の助成を新たに計上いたしております。

上水道及び簡易水道事業会計の繰上償還金のための貸付金なども計上をいたしております。

農林水産業費では、新たな取り組みといたしまして、住宅の増改築に町産の木材を活用することを条件に一定の補助をする事業や、岬地区の牧野整備事業なども予算計上をいたしております。

商工費では、夏季・冬季 2 度にわたります、にぎわい商品券の発行事業や、新たに観光牛突事業の補助金等を計上いたしております。

土木費では、町道中町中条線等の、道路改良事業及び昨年引き続き宮の前団地建設事業などの予算を計上いたしております。

消防費では、消防本部整備事業及びデジタル無線化事業等の隠岐広域連合への負担金や、防火水槽の設置費等を計上をいたしております。

教育費では、中条小学校耐震改修事業、西郷小学校大規模改修事業、また、世界ジオパーク登録を目指し精力的に活動するため、ジオパーク推進協議会負担金等を計上をいたしております。

次に、歳入予算の概要でございますが、町税につきましては、景気低迷が依然として続くと思われ、前年度比 1.4 %の減額となる予算を計上いたしたところでございます。

地方交付税につきましては、公債費の減少による影響額を考慮し、2.7 %の減額を見込ん

であります。

使用料及び手数料は、公営住宅使用料、隠岐島油槽所使用料等の収入を予算計上をいたしております。

国庫支出金につきましては、昨年度とほぼ同額を、県支出金につきましては、緊急雇用対策事業の減額によりまして、19.3 %の減額となっております。

繰入金につきましては、上水道及び簡易水道事業特別会計の繰上償還金のための貸付金、特定分収造林事業の償還金及び集落地域活性化交付金の財源といたしまして基金からの繰り入れをそれぞれ計上いたしております。

諸収入につきましては、にぎわい商品券の売上金を計上いたしておりますので、大幅な増額となっております。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を 23 億 7,300 万円とするものでございます。

その他、一時借入金の借入れの限度額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものでございます。

次に、議第 39 号の「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 230 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 5.2 %の増となっておりますが、これは医療費の増加によります保険給付費及び後期高齢者支援金並びに介護納付金が増額となったのが主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、人件費等の一般管理費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、及び保健事業費等を計上いたしました。

歳入予算では、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 40 号の「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,310 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約 1.6 %の減となっておりますが、これは、医療機器の購入費等の減が主なものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として、県補助金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 41 号の「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 4,480 万円といたしました。

予算総額は、前年度比で約 10.4 %の減となっております。これは、人件費、工事請負費及び医療機器の購入費の減が主な要因でございます。

歳出予算の主のものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費及び医療機器の購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源としては国庫補助金、使用料、手数料、繰入金及び諸収入等をそれぞれ見込み計上をいたしております。

次に、議第 42 号の「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6,760 万円といたしました。

予算総額は、前年度比で約 7.8 %の増となっておりますが、これは、医薬材料費、医療用機器借上料及び医療機器の購入費の増が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費及び医療機器の購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして、診療収入等を、特定財源として病院事業債、県補助金及び繰入金をそれぞれ見込み計上いたしました。

次に、議第 43 号の「平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,600 万円といたしました。

予算の総額は、前年度比 8.3 %の減額となっておりますが、この主な要因は、公債費の減額でございます。

歳出予算の主のものは、22か所の施設につきまして、安定した給水を確保してまいりますための維持管理に要する経費及び起債償還金、並びに施設改良に要します経費でございます。

施設の改良につきましては、布施地区の簡易水道改良事業及び道路改良等に伴います水道管移転工事を計画いたしております。

また、平成 28 年度までに整備することとなっております上水道と簡易水道の統合に向け

ましての準備として、今年度より各簡易水道の調査を行なっていくこととなっております。

歳入予算では、給水料金、国庫補助金、繰入金、諸収入及び町債等を見込み計上をいたしております。

議第 44 号の「隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 8,350 万円としております。

予算総額は、前年度比で 3.2 %の増額となっておりますが、これは、漁業集落排水施設整備費の増額がその主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設を始め、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、16 の集合処理施設と個別処理施設でございます浄化槽の維持管理に要する経費でございます。

施設の整備では、栄町地区などの管路布設工事費、中町地区などの管路詳細設計委託料、大久地区の管路布設工事費、排水処理施設の設計委託料をそれぞれ計上いたしております。

歳入予算では、下水道使用料、受益者分担金、国・県補助金、一般会計からの繰入金及び町債等を見込み計上をいたしております。

次に、議第 45 号の「平成 24 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,780 万円といたしております。

歳出予算の主なものは、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費及び立体駐車場の土地購入に係りますJFしまねへの償還金などでございます。

歳入予算は、駐車料金の収入を計上いたしております。

次に、議第 46 号の「隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を 2,460 万円としております。

予算の総額は、前年度比で約 0.8 %の増となっておりますが、これは、人件費の増額が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費でございます。

歳入予算では、訪問看護に要します事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上をいたしております。

次に、議第 47 号の「隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4,440 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 1.2 %の増となっておりますが、これは、医療機器整備事業費といたしまして、新規に導入をいたします、超音波画像診断装置の購入費がその主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費及び医療機器の購入費でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源といたしまして県支出金及び繰入金等をそれぞれ見込み計上をいたしております。

次に、議第 48 号の「平成 24 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,090 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約 7.1 %の減となっておりますが、これは、人件費の減がその主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、また、特定財源といたしまして県支出金及び繰越金等をそれぞれ見込み計上いたしました。

次に、議第 49 号の「平成 24 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 30 万円といたしております。

歳出予算の主なものは、管理会費、一般管理費及び財産管理費でございます。

歳入予算では、土地貸付料などを見込み計上をいたしました。

次に、議第 50 号の「平成 24 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 4,910 万円としております。

予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業に係ります業務委託料等でございます。

歳入予算では、保険料、保健事業補助金及び一般会計からの繰入金等を見込み計上をいたしております。

議第 51 号の「平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」について説明をいたします。

第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴います取引によりまして、発生が予定される全ての収益 2 億 9,101 万 3 千円と、それに対応いたします費用 2 億 8,819 万 4 千円を計上をいたしました。

第 4 条では、安定した給水サービスを提供・維持してまいりますため、設備拡充等の改良費用及び現有施設の建設に要しました、企業債元金償還金の支出予定額 4 億 1,343 万 9 千円を計上いたしております。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上をいたしております。

第 6 条では、一時金の最高限度額を規定したものであります。

第 7 条では、予算の執行に当たり流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けました。

主な事業は、クリプト対策といたしまして、池田浄水場の高度浄水施設整備及び下西送水管の更新事業を、また、有木地区、栄町地区等の配水管移転補償費を計上をいたしております。

最後に諮問第 1 号から第 3 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、野津千春氏が昨年 12 月 31 日に辞任をし、また、佐藤康子氏及び中西昇氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き中西昇氏を、また、新たに根本和子氏及び池田初香氏を委員といたしまして推薦を申し上げたく人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、議第 5 号から諮問第 3 号までの 50 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何卒慎重ご審議を頂き、適切にご決定を賜われますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ここで昼食休憩といたします。午後 13 時 30 分から再開いたします。

（ 本会議休憩宣告 11 時 59 分 ）

**議長（池田信博）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。



( 本会議再開宣告 13時30分 )

## 日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 13時30分 )

( 全員協議会開会宣告 13時30分 )

議長( 池 田 信 博 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 16時55分 )

以上で、「新年度各会計予算案の詳細説明」を終わります。

本日は、これをもって終了し、明日3月7日は、本日に引き続き、新年度各会計予算案の詳細説明及び、補正予算案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

( 散 会 宣 告 16時55分 )

以 下 余 白